

がけ崩れによる災害を未然に防ぐために、アドバイザー制度をご活用ください。

がけ等アドバイザー 派遣事業のご案内



本事業は、地震、台風、集中豪雨等により災害が発生する恐れのあるがけ等のがけ崩れ発生を未然に防ぐため、がけ等の整備工事及び改修工事に精通した専門家を派遣する制度です。

がけ等整備工事助成制度に加え、**令和4年度**から新たに開始しました。ご自宅のがけ等の改修方法に関する具体的な提案を行います。

どんな工事を
すればいいの？



地震や大雨が
きても大丈夫？



費用はいくら
かかるんだろう？



大田区

1 派遣対象者

- ・ がけ等（がけ及び擁壁）を所有する個人又は法人
- ・ がけ等（がけ及び擁壁）の所有者の同意を得た借地人等
- ・ 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者
- ・ 共同で所有する場合は共有者の中から選ばれた代表者

ただし、下記のいずれかに該当する場合はアドバイザー派遣を受けることが出来ません。

- ・ 不動産業を営んでいる場合（会社の場合に限る）
- ・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
- ・ 会社のうち中小企業基本法に規定する中小企業に該当しない法人（会社に該当しない法人はそれに準ずる）
- ・ 対象となるがけ等を売買を目的として所有する場合
- ・ その他区長が不相当と認める場合

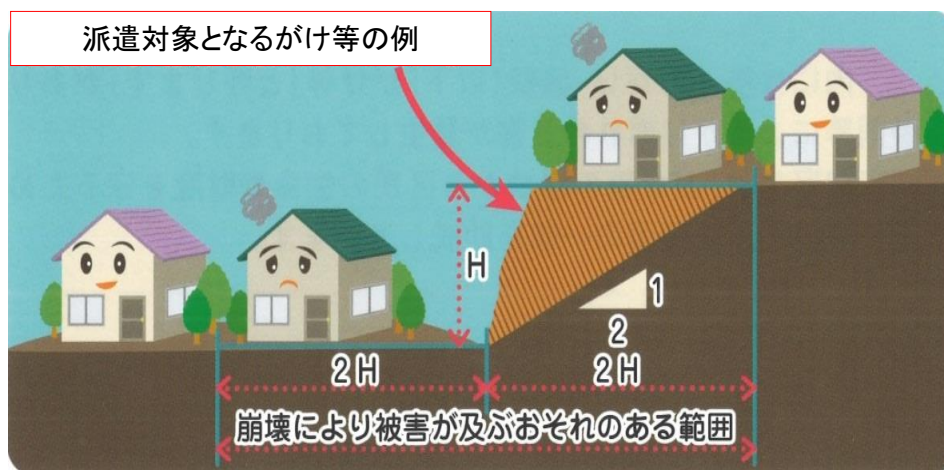
2 派遣対象となる既存のがけ等

高さ2 mを超えるがけ等で次の①または②に該当し、整備の必要があると認められたがけ等

①建築基準法第42条に基づく道路に面するがけ等

※ただし、住宅が存在しない敷地にあるがけ等については②にも該当する必要があります

②がけ等の下端からの水平距離がその高さの2倍以内の範囲に、現に住宅が存在するなど、崩壊により住宅に被害が及ぶ恐れがあるがけ等



整備の必要があると認められるがけ等とは？

- ・ がけの法面が露出したままの自然がけ
- ・ 空積み擁壁（大谷石、コンクリートブロック等、軽量で強度が小さい材料を用い、裏込めにコンクリートを充填していないもの）
- ・ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
- ・ 鉄筋コンクリート造または間知石等練積み造で、劣化、変形が著しい擁壁
- ・ その他崩壊の危険性が大きいと認められるがけ等
- ・ 現に崩壊しているがけ等



がけ等の所有者等は、がけや擁壁を良好な状況に維持管理するよう努めなければなりません。
（『大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱』）

3 派遣の内容

ステップ①：簡易アドバイス（訪問・相談）

- ・ 現地ヒアリング
- ・ アドバイス
- ・ 補修・整備・改修工事概略案の提案
- ・ 報告書の作成



ステップ②：詳細アドバイス（工法提案）

- ・ 提案①：整備工事基本計画
- ・ 提案②：改修工事基本計画
- ・ 工法、概算工事費の提示
- ・ 考察、説明



【ステップ①】簡易アドバイスでは、現地に伺って**がけ・擁壁の状態を確認し、工事の概略案の提案**まで行います。

【ステップ②】詳細アドバイスでは、簡易アドバイスを受けた方に対し、より**具体的な計画の作成**や、**工法・概算工事費（注1）の提示**を行います。

※注1：実際の工事費を確定するものではありません。

「派遣される**がけ等アドバイザー**とは？」

構造設計一級建築士等の資格を有し、がけ等の整備工事、改修工事等に精通した専門家が派遣されます。

4 派遣費用と回数

- ・ 派遣費用は**無料**です。

本事業は年度ごとの予算に限りがあります。受付状況により申請をお断りする場合がございますので、ご注意ください。

- ・ 派遣回数 { 簡易アドバイス派遣：同一箇所について原則 **1回**まで
詳細アドバイス派遣：同一箇所について **1回**まで
(簡易アドバイス派遣を受けた者に限る)

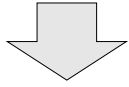
5 申請に必要な書類

- 区が定める申請書一式
- 当該土地の公図及び登記事項証明書（申請日以前、かつ、6か月以内に発行されたもの）
- その他区長が必要と認めるもの
- 法人の場合：法人である旨の登記事項証明書（申請日以前、かつ、6か月以内に発行されたもの）
- 共同所有の場合：共有者全員の同意書、区分所有者間で合意された代表者であることがわかる書類（理事会、総会等議事録など）
- 賃借人等の場合：土地所有者の同意書、借地人（申請者）と土地所有者との借地契約書の写し

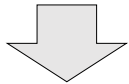
6 申請スケジュール

ステップ①：簡易アドバイス（訪問・相談）

区との事前相談
(申請対象となるかを
確認します)

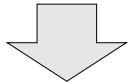


申請書類の提出

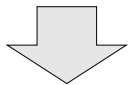


※約2週間程度
かかります

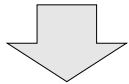
派遣決定通知の受理・
調査日時の調整



派遣の実施
(現地調査、ヒアリング等)



報告書の受理

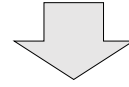


工事検討状況の報告

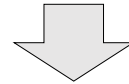
※ 同一年度
内に完了する
必要があります

ステップ②：詳細アドバイス（工法提案）

区との事前相談
(ステップ①を踏まえた
派遣内容を確認します)

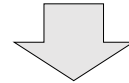


申請書類の提出

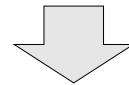


※約2週間程度
かかります

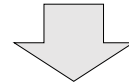
派遣決定通知の受理・
アドバイザーからの連絡



派遣の実施
(ヒアリング等)



報告書の受理



整備または改修工事の実施
※ 工事を実施できない場合は
課題の報告

※ 同一年度
内に完了する
必要があります

- ・派遣申請を行う場合は、防災まちづくり課耐震改修担当に事前相談が必要です。
- ・派遣ごとに別途申請が必要となります。
- ・派遣申請には諸条件がありますので、下記担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当
区役所本庁舎 7階 27番窓口 (電話) 03-5744-1349 (直通)

■ 区役所本庁舎 【住所】大田区 蒲田 五丁目 13番 14号
JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線「蒲田駅」東口より徒歩約1分
京浜急行線「京急蒲田駅」西口より徒歩約10分

